

教職生活の各段階で求められる資質能力と免許制度との関係に関する考え方（たたき台）

○ 養成段階 一教員として最小限必要な資質能力

【現在】

教職課程の個々の科目の履修により修得した専門的な知識・技能を基に、教員としての使命感や責任感、教育的愛情等を持って、学級や教科を担任しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力（「一種免許状」）。

【今後】

修士レベル化に伴い、学級や教科を担任しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を支障なく実践できる資質能力（「一般免許状（仮称）」）。

具体的には、

修士課程を通じて、

- ① 実習等を通じて磨く「実践力」、
- ② 児童生徒・保護者・地域住民と対応できる「コミュニケーション力」、
- ③ 教科や教職等の「実践的指導力」、
- ④ I C T・特別支援教育・生徒指導等に関する一定の知識・技能など「高度の専門性と社会性」

を身に付けることで、教科指導、生徒指導、学級経営等、教職一般についての一通りの（一定の or 標準レベルの）職務遂行能力を有する。

○ 中堅教員や管理職など指導的な立場に立つ教員の段階

【現在】

地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として、不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた資質能力（教職大学院における現職教員の養成目的）。

専修免許状…一種免許状を基礎として、修士課程等において特定の分野について深い学識を積み、当該分野について高度の資質能力を備えていることを示す。

【今後】

地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として、教科指導、生徒指導、学級経営等について、高い専門性を有し、標準レベル以上の職務遂行能力を有する（「専門免許状（仮称）」）。

○ その他

上記に示した、教職生活の各段階に求められる資質能力について、更に具体的に整理し、大学の教員養成や教育委員会の研修プログラム策定の際の参考となる、教員の専門性向上のための専門職基準を作成はどうか。